

作成年月日	平成 29 年 11 月 6 日
作成部局 課室名	企画県民部企画財政局 財政課

財 第 1 2 5 8 号
平成 29 年 10 月 31 日

各 部 局 長 様

企 画 県 民 部 長

平成 3 0 年度の予算編成について

平成30年度は、「最終2カ年行革プラン」における行財政構造改革の総仕上げの年となります。持続可能な行財政構造の確立に向けて、行財政全般の改革の取組を着実に実行し、収支均衡など平成30年度の財政運営の目標を達成しなければなりません。

こうした中、県税等の歳入に影響を及ぼす本県の経済動向は、輸出が持ち直しているとともに、個人消費も底堅く推移しているなど緩やかに回復しています。今後とも、海外経済の動向、金融資本市場の変動などに注視する必要があります。

また、国は、平成30年度予算編成の基本方針において、集中改革期間の3年目として「経済・財政再生計画」に基づく歳出改革などを確実に進めるとし、地方財政に対しては、地方一般財源総額を平成30年度まで実質的に平成27年度と同水準に据え置くとしています。社会保障関係費の自然増や地方交付税の財源の一部である交付税特別会計の剰余金の皆減など、その対応策によっては地方財政に影響を及ぼすおそれがあります。

しかし、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、活力を維持発展させる「地域創生」を軌道に乗せなければなりません。また、平成30年度は、県政150周年の節目を迎えます。中長期的な将来展望のもと、人口減少下における新しい地域社会を目指す取組を県民とともに進めていくことが求められています。

このような諸事情を踏まえ、各部局におかれては、平成31年度以降も見据え、国の政策動向や地方財政対策に十分に留意のうえ、下記の方針に基づき、選択と集中を基本に施策の優先順位を明確にし、予算要求するようお願いいたします。

記

I 本県の財政環境

(国の経済・財政動向)

我が国経済は、名目GDP、企業収益は過去最高の水準となり、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が着実に回り始めているものの、潜在成長力や消費の伸び悩みなどの課題がある。

「経済・財政再生計画」のもとに、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革を確実に進めるとしている中、平成30年度の国の一般会計予算概算要求額は101兆円にのぼり、4年連続で100兆円を上回っている。地方財政に対しては、地方一般財源総額を平成30年度まで実質的に平成27年度と同水準に据え置くとしている。

高齢化等に伴い引き続き増加する社会保障関係費とともに、地方交付税の財源の一部である交付税特別会計の剰余金の皆減への対応によっては、地方財政への影響が懸念される。

また、平成31年10月に予定される消費税及び地方消費税引き上げに伴う社会保障の充実と教育負担の軽減など、今後の政策動向にも注視していく必要がある。

(本県の経済状況)

本県経済は、中国、米国市場の好調を受けた外需の支えなどから、輸出が伸び生産活動が堅調である。また、雇用が着実に改善するとともに、個人消費も耐久消費財の販売額が増加傾向であるなど、持ち直しの動きが見られる。

先行きについては、県内企業の設備投資は今年度も高水準での推移が見込まれ、個人消費も雇用・所得環境の改善を踏まえ底堅く推移し、全体として緩やかな回復基調が続くと見込まれる。一方、海外経済の動向、金融資本市場の変動には十分注視する必要がある。

(本県の財政環境)

平成30年度は、29年度当初予算時に見込まれた170億円の収支不足額を解消しなければならない。歳入の大宗を占める県税は、昨年度上期の円高の影響が残り、当初予算額の確保が難しいものの、本県経済の回復基調を反映し、昨年度を上回る額を確保できる見込みである。今後も県税収入は堅調に推移していくと見込まれる。また、地方交付税及び臨時財政対策債は、国の方針では、今年度と同水準と見込まれる。一方、歳出は、社会保障関係費の自然増とともに、「活力あるふるさと兵庫」をつくるため、地域創生及び県政150周年記念事業に対応する必要がある。

こうした財政状況を踏まえ、最終2カ年行革プランに基づき、選択と集中を基本とする改革を着実に実行しなければならない。

Ⅱ 平成30年度予算編成の基本方針

(基本的な考え方)

持続可能な行財政構造基盤を確立するため、最終2カ年行革プランに基づき、行財政構造改革の総仕上げに取り組む。

また、平成31年度以降も見据え、県政150周年を踏まえた取組や地域創生を軌道に乗せるため、直面する県民ニーズに的確に対応できる予算を編成する。

あわせて、各分野における留意事項を踏まえ、各施策の目標設定に基づく費用対効果の検証や、新たな財源確保などを図るとともに、国の政策動向等を十分注視し、本県予算に適切に反映する。

(予算編成の基本方針)

- ① 最終2カ年行革プランを基本に「選択と集中」を徹底し、行財政全般にわたる構造改革を着実に実行すること。

[行財政構造改革の視点]

- ア 時代の変化への的確な対応
- イ 国と地方、県と市町の役割分担
- ウ 参画と協働の推進
- エ 効率的な県政運営の推進
- オ 個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化
- カ 公共施設等の計画的、効率的な管理、整備
- キ 自主財源の確保等

- ② 地方創生対策や社会保障と税の一体改革、経済・財政再生計画に基づく歳出改革など、国の政策や地方財政対策について十分注視し、県予算へ適切に反映すること。

- ③ 活力あるふるさと兵庫の実現に向け、「県政150周年記念事業の推進」、「地域創生の本格化」、「地域創生の基盤づくり」、「次代を担う人づくり」、「地域自立の推進」を最重点課題とし、時代の潮流を見定め、新たな課題に対応する施策に積極的に取り組むこと。

- ④ 災害対策などの緊急的な対策を除き通年予算を編成すること。

[重点施策体系]

1 県政150周年記念事業の推進	
(1) 県政150周年記念事業の推進	① 五国の魅力を磨く ② 交流の輪を拓げる ③ 兵庫の未来を創る
2 地域創生の本格化	
(1) 子育て環境の整備	① 結婚支援策の強化 ② 保育環境の充実 ③ ワークライフバランスの推進 ④ 家庭と地域の連携強化
(2) 2025年問題への対応	① 在宅看護介護体制の強化 ② 介護人材の育成・確保
(3) 若者の流出抑制・流入促進	① 若者の県内就職・UJIターンの促進 ② 起業・創業の促進 ③ 農林水産業の基幹産業化 ④ 空き家活用の促進
(4) 地域の元気づくり	① 地域産業の振興 ② 中小企業の育成、新産業の創出
3 地域創生の基盤づくり	
(1) 防災・減災対策の推進	① 南海トラフ地震対策の推進 ② 風水害対策の推進
(2) 安心な健康福祉医療の確立	① 地域医療の確保
(3) 交流の促進	① 兵庫の魅力発信、体験型観光の強化
(4) 交流基盤の整備	① 基幹道路ネットワークの整備 ② 関西3空港の活用促進
4 次代を担う人づくり	
(1) ふるさと意識の醸成	① 子どもの感動体験の促進
(2) 多様な選択肢の提供	① 高校の特色化、海外留学への支援強化 ② 県立大学の魅力向上、専門職大学の新設
5 地域自立の推進	
(1) 参画と協働の推進	① 県民の主体的活動の強化

Ⅲ 予算要求基準

最終2カ年行革プランで試算した平成30年度までの財政フレームに基づき、平成30年度の予算要求枠を次のとおり設定する。

なお、要求時点で詳細が不明な国における制度改正や事業の見直しについては、予算編成過程で対応する。

[予算要求枠]

1 一般事業枠(行政経費)

- ① 施設維持費：平成29年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内
- ② 経常的経費：平成29年度当初予算充当一般財源額の90%の範囲内
- ③ 政策的経費：平成29年度当初予算充当一般財源額の90%の範囲内
- ④ 指定経費：平成29年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内

なお、経常的経費及び政策的経費の10%削減額の1/2相当額を、新規事業の財源として活用する。

2 個別事業枠 最終2カ年行革プランを踏まえた所要額

(対象経費)

人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業、法令等に基づく義務的経費、特別会計等への繰出金、全額国庫・特定財源事業、その他指定事業

3 被災地支援事業費 所要額

4 新規枠

(1) 県政150周年記念事業枠

・対象事業 県政150周年記念推進協議会事業計画(案)に位置づけされる事業

・配分額

①ソフト事業 総額15億円の範囲内で配分する額 [本庁:10億円 県民局・県民センター:5億円]

②ハード事業 所要額

(2) 地域創生枠

・対象事業 兵庫県地域創生戦略の推進を図るための新規・拡充事業等

・配分額 総額60億円(地方創生推進交付金含む)の範囲内で配分する額

①地方創生推進交付金対象事業 20億円 [本庁:17.5億円 県民局・県民センター:2.5億円]

②県単独事業等 40億円 [本庁:30億円 県民局・県民センター:10億円]

(3) ひょうご型地域創生交付金（仮称）

- ・対象事業 地域創生の推進を図るため、県と市町が協働・連携して実施する新規・拡充事業（事業の詳細については、別途通知する。）
- ・対象事業総枠 総額 40 億円 ①市：事業費上限額 1.5 億円
②町：事業費上限額 0.5 億円
- ・創生交付金額 各市町の申請を踏まえ、県が協働事業として措置する額は予算編成過程で検討

5 投資事業枠

- (1) 普通建設事業費 最終 2 カ年行革プランにおける投資フレームの範囲内
- (2) 災害復旧事業 所要額

IV 各分野における留意事項

1 行政経費

(1) 政策的経費・新規事業等

- ① 限られた財源で最大の効果が得られるよう「選択と集中」を基本として、時代の変化や国の制度改正、事業の必要性、県と市町・民間との役割、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点から見直しを行うこと。
- ② 人口減少や少子高齢化対策、経済雇用対策、地域の活性化など喫緊の課題を的確に見極めること。
- ③ 業務執行方法の一層の簡素化・効率化を図るため、県民の多様な参画と協働の取組や民間活力を活用すること。
- ④ 地域創生関連事業については、K P I の達成状況など施策の進捗状況について検証を行うとともに、適切な K P I の設定を行うなど、効果的な事業に取り組むこと。
- ⑤ 補助金については、高率の補助率とならないよう 1/2 を基本に、事業内容等を勘案のうえ適切に設定すること。また、補助事業や委託事業の履行確認を徹底するとともに、特に補助事業は成果指標を定め、その成果を適宜フォローアップすること。
- ⑥ 市町・各種団体への県単独補助金の定額化、申請・実績報告書類の縮減に引き続き取り組むこと。

（見直しの視点）

1 事業水準の適正化

- ① 人口減少・少子高齢化などの時代の変化等を踏まえ、制度や施策、事業内容について見直し

- ② 国制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、廃止又は縮減を検討
- ③ 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準を基本に検討
- ④ 本県独自に措置している事業について、その必要性を十分検討のうえ、地方財政措置の水準まで本県事業水準を抑制

2 市町との役割の明確化

- ① 市町に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は縮小
- ② 政令市、中核市など市町への権限移譲による機能強化に伴う事業の見直し
- ③ 市町に対する地方財政措置の活用を踏まえた、事業の補助対象・補助率等を見直し
- ④ 広域的な連携や効率的な事業執行、県民の利便性向上を図るため、市町との共同・連携等を推進

3 民間等との役割の明確化

- ① 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、県主催の大会、フォーラムなど、民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃止・縮小するとともに、多様な分野において参画と協働の取組を推進
- ② 先導性の低下、所期の目的が達成されたものについて、廃止又は補助率、補助単価等の見直し
- ③ 民間のアイデアやノウハウを活用し、より効果的な事業展開を図るため、民間等との共同事業を推進

4 給付と負担の適正化

- ① 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象者を見直すとともに給付と負担を適正化
- ② 県民を対象とした講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となっているものについて、受益者負担を適正化

5 効率的な事業の推進

- ① 事業実施に係るトータルコストとその効果の比較・検証等を通じて、最小の費用で最大の効果を図る。
- ② アウトソーシングの推進やICTの活用等により、行政サービスのコスト削減とサービス内容の質の向上を図る。

6 外部資金の確保

試験研究機関等の試験研究費について、受託研究等の積極的獲得により研究費総額を確保

(2) 施設等維持費

① 庁舎、公的施設等の施設維持費

複数業務一括契約、長期継続契約の導入などの契約の工夫、保守点検・清掃・警備等の委託契約仕様の見直し、都市公園の管理水準の見直し、電力・ガス契約の競争入札化、太陽光発電の活用などを進めること。

② 庁内情報システム

特定業者に依存しない標準化システムの導入、システムの統合・連携、業務の見直しなど業務・システムの一体的な見直しを進めること。

また、外部のデータセンターを活用するシステムのクラウド化を進めること。

(3) その他の留意事項

① 財産の適正管理

公用車等の物品や河川敷・廃川敷など県有財産について、適正管理に努めること。

特に、不法占用等されている土地については、撤去指導や売却など解消に向けた取組を進めること。

② 全庁的な共通事務の見直し

I C Tの活用や省エネルギー対策の導入、県独自の障害者就労施設等からの優先発注制度の積極的な活用を図ること。

③ 事務事業数

事務事業の廃止・統合を行い、事務事業数を平成 29 年度事業数から、5 %以上削減すること。

④ 事務事業評価

事業費 5 百万円以上の政策的事業については、兵庫県地域創生戦略、21 世紀兵庫長期ビジョン、県政推進重点プログラム及び各事業計画の事業実施状況などの中で成果を検証し、その結果を適切に予算に反映すること。

2 投資事業

(1) 社会基盤施設の整備推進

① 「ひょうご社会基盤整備基本計画」のもと、「津波・地震対策」、「風水害・土砂災害対策」、「ミッシングリンクの解消」への対応など、県民生活を支え県土の発展に欠かせない社会基盤について、課題に対応した計画の策定、年次計画に基づく計画的な推進に努めること。

② 「備える」、「支える」、「つなぐ」の視点のもと、緊急かつ重要な事業への更なる重点化を推進すること。

- ③ 国の政策動向に十分注視しながら、計画的に整備が推進できるよう国庫支出金など財源確保に努めること。また、国直轄事業負担金については、事業の必要性を精査のうえ、国に対し積極的に事業を求めること。

(2) 公共施設等の老朽化対策の推進

「兵庫県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総量の適正化、計画的・効率的な老朽化対策、施設の安全確保対策を推進すること。

3 組織

(1) 本庁組織

- ① 時代の変化に伴う多様な政策課題に対して、総合的かつ機動的に施策展開を図ることのできる体制を推進すること。
- ② 組織の専門性・機動性の向上と効率的な事務執行が図れる局・課室の構築を図ること。
- ③ 班制については、柔軟な人員配置や業務間連携により課題対応力を高める観点から、適宜、見直しを図ること。

(2) 地方機関

- ① 県民局・県民センターについては、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえ、地域課題に総合的かつ的確に対応することのできる体制の構築を推進すること。
- ② 地域の特色を生かした施策の推進、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等の観点から、執行体制の見直しを図ること。

(3) 臨時的・時限的な組織の活用

臨時的、時限的な行政課題には、期間を限って設置する組織（タスクフォース）を活用すること。毎年度、必要性を検証するとともに、期限が到来したタスクフォースについては、原則廃止すること。

(4) 本部体制等

必要性の低下した本部は廃止すること。また、附属機関等については、新設の抑制、統廃合の推進、運営の合理化を図ること。

(5) 公社等

別記「10 公社等」に基づき取り組むこと。

4 定員

- ① 平成30年度までの間に一般行政部門の職員数を概ね3割程度削減する目標のもと、平成29年度までの削減実績（△28.4%）を踏まえ、最終年度で残りの約1.6%の削減を行うこと。
- ② 執行方法など検討を行ったうえで、やむを得ず増員が必要となる場合においても、原則として、各部局内でスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、再配置により対応すること。

（見直しの視点）

- ア 上記記載の組織の見直し
 - イ 事務事業の廃止、縮小、整理及び業務執行方法の見直し
 - ウ 内部事務の執行や決裁手続きなど仕事の進め方の改善
 - エ 外郭団体への派遣職員の見直し
 - オ 各種団体、NPO、NGO等との協働及び民間委託の推進
 - カ 市町への権限移譲や市町との重複事業等の廃止、事務の共同処理の推進
 - キ 本庁から地方機関への権限移譲、地方機関の権限の本庁への集約など、本庁・地方機関の役割分担の見直しによる事務の効率化
 - ク 指定管理者の公募などによる公的施設の管理運営の効率化
 - ケ 試験研究機関の研究課題の厳選による業務縮減、執行体制の効率化
 - コ 技術職の事務職分野への配置等、弾力的・効率的な人員配置
 - サ 現職職員に替えたOB職員等の活用
- 特に、OB職員については、技術やノウハウの継承と効率的な業務執行体制の確立の観点から、再任用等による積極的な活用を図ること。

5 働き方改革

(1) 超過勤務の発生要因を踏まえた対策の推進

超過勤務の発生要因を点検し、業務量の縮減・仕事の進め方を見直しを行うなど、平成29年5月に制定した「超過勤務に関する規則」に基づき、超過勤務のより一層の縮減に向けた取組を進めること。

(2) 仕事の進め方を見直し等による事務改善

仕事の進め方を見直し、職員提案による全庁的な事務改善や特に効果的な部局固有の事務改善については、新行政課で取りまとめるうえ予算要求すること。

6 公的施設

(1) 施設の有効活用と適正管理の推進

「兵庫県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の活用状況（空き施設の状況、団体入居状況等）を踏まえ、効率的・効果的な施設の活用を推進すること。また、関係部局の情報共有・連携のもと、情報の一元管理や各個別施設計画の方針、目標等に基づく取組を推進すること。

(2) 指定管理者制度の推進

サービス水準の向上とコスト縮減を図るため、直営施設への指定管理者制度の導入を促進すること。また、民間事業者のノウハウを活用するため、公募による指定管理者の選定を行うなど、効率的で質の高い施設運営を図ること。

(3) 運営の合理化・効率化

施設の人件費、運営費に加え、整備費を含めたトータルコスト分析や利用状況などを勘案して実施する施設ごとの管理運営評価に基づき、委託内容の見直し、経費の削減など運営の合理化・効率化を図ること。

7 試験研究機関

- ① 大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図ること。
- ② 限られた研究資源のより効果的な活用を図るため、組織の機能再編や外部人材の活用、産学官連携による共同研究などにより、弾力的な運営体制とすること。
- ③ 外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動に取り組むとともに、評価システムの推進など、効率的・効果的な経営手法の拡充を図ること。

8 公営企業

(1) 企業庁

「新・企業庁経営ビジョン」及び「最終2カ年行革プラン」に基づき、健全経営のもと改革の取組を着実に推進すること。

① 地域整備事業

土地需要の動向を的確に把握しながら分譲戦略を策定し、各地区の特性、優位性を生かすとともに、民間ノウハウの導入を積極的に進め、分譲目標の達成に向け、企業立地や宅地分譲の促進に努めること。

また、事業進度を調整している用地等の利活用を総合的に検討するとともに、工事コスト等費用の抑制により経営の健全性を確保すること。

② 水道用水供給事業・工業用水道事業

料金収入の確保、工事コスト等費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持すること。

また、アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新を推進し、安心・安全な水の安定的供給を図ること。

③ 企業資産運用事業

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した太陽光発電事業について、安定的な運営を図ること。

④ 地域創生整備事業

地域創生を推進する観点から、地元市町の協力を得て行う産業拠点整備事業や健康福祉、都市再生などの事業展開を積極的に進めること。

また、事業の推進にあたっては、工事コスト等費用の抑制により、経営の健全性を確保すること。

(2) 病院局

「新県立病院改革プラン」及び「最終2カ年行革プラン」に基づき、早期の経営安定化に向けた改革の取組を着実に推進すること。

① 経営改革の推進

地域医療連携の推進や診療報酬改定への的確な対応、費用の抑制など経営改革に積極的に取り組むこと。

特に、移転建替に伴い一時的に収支が悪化した病院について早期に経営の安定化を図り、病院事業全体での収支均衡を目指すこと。

② 計画的な投資の実施

県立病院の機能である高度専門医療等を安定的に提供するため、資金収支の状況等も踏まえつつ、計画的に建替整備・医療機器の充実を図ること。

③ 運営体制・基盤の確立

新病院の整備状況や診療機能の高度化、診療報酬等に応じた職員の適正配置に努めること。

病院運営の一層の効率化を図るため、医療サービスの水準の維持・向上に配慮しつつ、定員・給与の見直しを進めるなど、職員給与費比率の改善に努めること。

「新県立病院改革プラン」の終期である平成32年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持しつつ、地方独立行政法人制度適用の是非について、他団体の動向を注視しながら引き続き検討すること。

9 公立大学法人兵庫県立大学

「公立大学法人兵庫県立大学中期目標・中期計画」及び「最終2カ年行革プラン」の目標達成に向けた大学改革等の取組を着実に推進すること。

① 教育・研究の充実強化

経済学部、経営学部の新たな2学部への再編や、はりま姫路総合医療センター（仮称）と連携した教育・研究の推進、研究の高度化・多様化などへ対応するための姫路工学キャンパスの計画的な建替、情報セキュリティをはじめとしたITインフラの強化など、教育・研究の充実強化に向け取り組むこと。

② 社会貢献の推進

先端医工学研究センターにおける医・産・学連携の推進をはじめとする産学連携や、COC+事業等を活用した県内就職率の向上など地域創生の取組、大学コンソーシアムひょうご神戸と連携した大学間連携等による社会貢献の取組を推進すること。

③ 効率・効果的な事業の推進

大学改革等の取組の推進にあたっては、必要となる教員体制や運営費、整備費等を十分精査し、効率的・効果的に取り組むこと。

10 公社等

(1) 公社等の見直し

社会経済情勢の変化や公社等経営評価委員会からの提言などを踏まえ、意義・役割の検証を行い、公社としての不断の見直しに取り組むこと。

(2) 組織・人員体制の見直し

事務事業の見直し及び事務執行の効率化により組織・人員体制を見直すこと。また、専門的な知識・技能を有する人材としてOB職員の活用を図ること。

(削減の目標)

① 県派遣職員：平成30年度において、平成19年度と比べて概ね50%削減
(平成29年度時点49.8%削減)

② プロパー職員：一般行政類似部門従事職員について、県の一般行政部門に準じ引き続き適正な職員数の管理に取り組むこと

すでにこの目標を達成している団体においても、改革期間にとらわれることなく、引き続き見直しに取り組むこと。

(3) 給与の見直し

役員報酬や職員給与については、引き続き県に準じた見直しを実施すること。収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から必要に応じて見直しを検討すること。

(4) 県の財政支出等の見直し

県から公社等に対して行われる委託事業や補助事業等については、必要性の検証や執行の効率化等を図り、一層の削減に努めること。

(5) 新たな事業展開の具体化

最終2カ年行革プランで方向性を示している公的セクターとしての役割を担う新たな事業展開について、その具体化を図ること。

(6) 収支改善に向けた取組

自立的な団体運営に向け、経費の削減、収入確保策の強化など、経営改善を徹底すること。

(7) 資金運用の適正化

資金管理委員会からの指導・助言を踏まえつつ、各団体の資金運用方針に基づき、安全かつ有利な運用に努めること。

11 歳入の確保

(1) 県税

- ① 今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積ること。
- ② 徴収歩合について、全国平均を上回るよう徴収強化を図るとともに、収入未済額の概ね100億円程度までの縮減に向け、一層の税収確保対策に取り組むこと。
- ③ 催告、搜索やタイヤロック装着等による差押等滞納対策の強化、インターネット公売、不正軽油対策の一層の推進など徴収方法や徴収体制の充実・強化を図ること。
- ④ 平成30年度からの個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定において、市町と連携した事業所や関係団体への周知・理解促進の徹底に取り組むこと。
- ⑤ クレジット収納の取組の推進など、納税環境の充実に取り組むこと。
- ⑥ 法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税については、導入趣旨を踏まえ、効果的・効率的に活用すること。

引き続き、地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税等の導入の可能性を検討すること。

(2) 地方交付税、地方譲与税

- ① 地方財政計画を適切に踏まえ、的確に見積ること。その際、普通交付税については、国の指示伸び等を十分踏まえること。

- ② 社会保障関係費の増加分はもとより、地域が独自で取り組む経済雇用対策や防災・減災対策などの財政需要を適切に地方財政計画に反映するよう国に求めること。

(3) 国庫支出金

- ① 事業の必要性、緊急性、効果等を総合的に勘案しつつ、積極的な活用を図ること。
- ② 公共事業については、計画的な事業の推進を図るために必要な国庫支出金の確保に努めること。
- ③ 地方に超過負担が生じている場合については、国に是正を求めること。併せて、新たな制度の創設・改正に伴い超過負担が生じないよう国に求めること。

(4) 県債

- ① 発行額については、原則として、最終2カ年行革プランにおける財政フレームに基づく額とすること。したがって、行政改革推進債及び退職手当債の発行は行わないこと。
また、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な起債の活用を図るなど、実質公債費比率、将来負担比率の改善に努めること。
- ② 中長期的な公債費負担の軽減を視野に入れながら、超低金利環境下における超長期債の活用など発行年限の多様化、投資家の需要に対応した弾力的な発行、発行コスト抑制のための競争原理の導入など有利な条件での発行に努めること。
- ③ 銀行等引受債の発行にあたっては、地元金融機関の運用ニーズを踏まえること。
- ④ 兵庫県債の市場評価を高めるためのIR活動に努めること。

(5) 資金運用

今後の基金残高の推計や市場環境を踏まえつつ、流動性の向上にも配慮しながら、安全かつ有利な資金運用を行なうこと。

(6) 使用料・手数料

- ① 社会経済情勢の変化、県民の利便性の向上と利用の促進、施設の有効活用を図る点から、料金体系の見直しを図ること。
- ② 県民負担の公平性の確保や、他の類似施設との均衡、国の動向等も勘案して、その適正化に努めること。
- ③ 特定の者に受益が生じている場合は、新たな使用料・手数料の設定を検討すること。

(7) 財産収入等

- ① 未利用の財産及び施設の移転新設や統廃合によって生じる遊休資産等のうち公共利用が見込めないものについては、計画的かつ積極的に売却すること。
- ② ネーミングライツの設定や広告掲載、インターネットオークションへの不要物品の出品、自動販売機設置の公募、太陽光発電による余剰電力の売電など、施設の維持運営等のための財源確保に努めること。
- ③ 県内外からの応援によるふるさとづくりを推進するため、ふるさとひょうご寄附金制度の一層の充実に取り組むこと。

(8) 滞納債権の回収強化

債権管理推進本部で指定している特定債権について、収入未済額の縮減に向け、早期の納付や分割納付など償還指導に強力に取り組むこと。

新たな滞納が発生しないよう徴収対策を強化すること。

12 長期保有土地対策

先行取得用地を含む長期保有土地について、庁内・公社等での利活用、民間への売却、市町と連携した利活用等を積極的に推進すること。

また、先行取得債の償還期限が到来する用地や土地開発公社が保有する用地は、財政状況を勘案のうえ、有利な県債等を活用し県有環境林として計画的な取得に努めること。

13 県民局・県民センター予算

活力あるふるさと兵庫を実現するための、ふるさと創生推進費については、県政150周年記念事業枠及び地域創生枠で措置する。併せて、予算措置要求を活用すること。

(1) ふるさと創生推進費

- ・ 県政150周年記念事業枠： 5億円
- ・ 地域創生枠： 12.5億円

- ① 県民局・県民センターが策定した地域創生戦略などに基づく施策を、地域の実情に応じて機動的・積極的に展開すること。
- ② 事業実施にあたっては、市町・民間との役割分担等を十分踏まえること。

(2) 予算措置要求

以下に該当する事業については、本庁所管課を通じて予算措置要求すること。

- ① 全県的な課題に対応するための新たな事業、又は、当該課題に関連する既存事業を組み替える事業
- ② 本庁既存事業の中で、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まる事業

14 インセンティブの積極的な活用

(1) 予算効率化インセンティブ制度の推進

予算執行の工夫改善を進めるため、アウトソーシングの推進など事業実施方法の見直し、委託業務等の発注方法の見直しや、予算の使い切り意識の是正などを目的とした数量の見直しなど、予算執行方法の効率的な取組による歳出削減効果額(一般財源ベース)の全額については、翌年度の予算に追加配分する。

(2) 歳入インセンティブ制度

ネーミングライツや広告掲載による収入については 1/2 を、インターネットオークション出品による不要物品の売却等に伴う収入については 2/3 (物品提供部局・出納局で折半) を、収入年度(収入年度に執行が困難な場合は翌年度)の予算に追加配分する。

15 その他

(1) 情報システム関係の要求

情報システム関係の構築費・保守料等については、予め情報企画課による経費の精査を経た上で提出すること。

(2) 適正な経理事務の執行

適正な経理事務処理を推進するため、下記の取組の徹底を図ること。

- ① 計画的な予算施行(予算の確保、執行計画の策定)
- ② 予算執行の明確化(執行責任の明確化を図るための予算事項の再編・統合)
- ③ 予算流用手続の周知
- ④ 予算節約意識の醸成
- ⑤ 予算繰越制度の活用
- ⑥ 国庫補助事業と県単独事業の区分経理

V 予算編成作業の見直し

新規・拡充事業を重点的に検討できるよう、一般事業枠経費の査定作業については、部局による予算配分を基本に、事業内容に変更のない事業は増減を中心とした要求内容の確認に止めることとする。

また、超過勤務に関する規則に基づく超過勤務縮減に向けた取組として、査定作業終了時間の徹底を図る。

VI 提出期限

11月中の別途通知する日